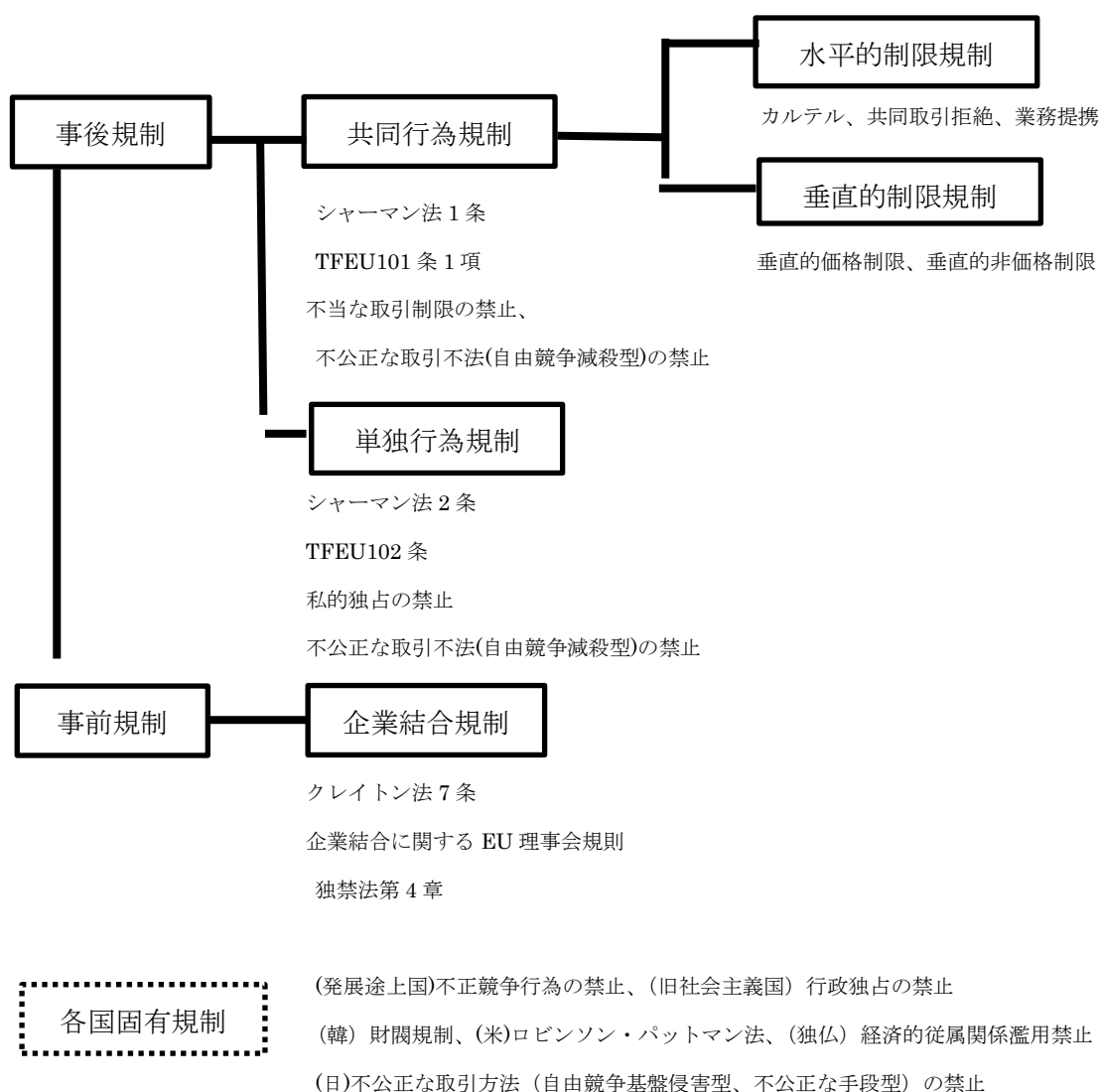


平成 29 年独占禁止法研究会報告書と今後の独占禁止法改正
成蹊大学法科大学院教授/一橋大学名誉教授/弁護士 村上 政博 氏
2017 年 5 月 23 日 13:30~16:30

1. 競争法の体系

世界標準の競争法は、以下の通り、事後規制と事前規制があり、事後規制には共同行為規制と単独行為規制がある。世界標準と各国固有規制は峻別されるべきであり、日本の優越的地位の濫用禁止と不正競争行為の禁止は、国別固有規制である。



2. 行政制裁金

反トラスト法執行当局はカルテルを刑事罰で、その他の違反行為を民事制裁金で処理している。また民事救済においては 3 倍賠償制度がある。

EU 委員会は競争法違反を行政制裁金で処理している。1958 年に制定され上限を前年全世界売上高の 10%とした。1999 年にガイドラインが制定され、2006 年に現行ガイドラインが制定された。

日本は 1977 年に課徴金制度が創設され、2005 年に課徴金減免制度と支配型私的独占に対する課徴金が導入された。2009 年に排除型私的独占及び不公正な取引方法に対する課徴金が導入され、2013 年には審判制度が廃止され大陸法系の行政手続への道筋が明確になった。

3. 平成 29 年独占禁止法研究会報告のポイント

- ①カルテルに係る課徴金に絞る。
- ②売上額は一定の取引分野におけるすべての売上額とする。
- ③売上額算定対象は、調査開始から遡って 10 年間に於いてカルテルが行われた分。
- ④業種別算定率は廃止。
- ⑤中小企業軽減率は維持。
- ⑥繰返し、カルテルリーダーの割増率は維持。調査妨害加算を導入。
- ⑦早期離脱軽減率廃止。
- ⑧減免制度は EU 競争法を参考に改善
- ⑨減免制度において減免申請者の報告義務を徹底し調査、立証の手法を変更。
- ⑩弁護士秘匿特権をカルテル事件について認める（法定でなく、公取委の運用で）。

4. 行政制裁金導入：最終目標

(1) カルテルに対する行政制裁金制度

- ・ 上限金額を違対象商品売上高の 20%とする行政制裁金制度とするべき。
- ・ 繰返し違反、カルテルリーダー、調査妨害については、違反の有責性を整理のうえ、公取委が上限金額範囲内で裁量により増額するべき。
- ・ 最後に重大証拠を提出した事業者には減免制度の枠外え大幅減額を認めるべき。
- ・ 公取委が、課徴金賦課の裁量権をもって課徴金を課さないことができるようにするべき。

(2) カルテル以外の 3 条違反行為に対する行政制裁金制度

- ・ 上限金額を違対象商品売上高の 6%とする行政制裁金制度とするべき。
- ・ 違反行為の性質、重大度、有責性、調査協力により、公取委は 6%の範囲内で制裁金を課す。例えば、6%、4%、2%のいずれかを選択するということが考えられる。
- ・ 排除型私的独占については、排他的取引、抱合せ、略奪的価格設定、差別的価格設定、単独取引拒絶、など具体的行為がもたらす競争制限効果の強弱が異なる。
- ・ 不当な取引制限としての共同取引拒絶、業務提携、垂直的価格制限、垂直的非価格制限を考えると業務提携、垂直的非価格制限という原則として課徴金を課さない行為類型も対

象となる。従って課徴金賦課するか否かの裁量権がないと的確な法執行が出来ないおそれがある。

5. 更なる法改正

- ・ 国際標準の競争法への移行
- ・ 3条違反すべてを対象とする行政制裁金の導入。
- ・ 共同行為規制としての指針の作成、公表。
- ・ 独禁法違反行政調査すべてにわたる適正手続保障の実現

6. 参照

- ・ 岩波新書「独占禁止法 新版—国際標準の競争法へ」 2017年1月

- ・ 国際商事法務連載「独占禁止法の新たな地平」

第24回「裁量型課徴金制度の制度設計」 Vol.44, No.4(2016)、

第30回「大陸法系の行政制裁金の導入を」 Vol.44, No.12(2016)、

第31回「平成29年独占禁止法研究会報告と行政制裁金制度の導入」 Vol.45, No.2 (2017)、

第32回「競争ルールと各国固有の規制の峻別」 Vol.45, No.3(2017)、

第33回「独占禁止法における長期的課題（制裁金制度、行政調査）と次回独占禁止法改正との関係」 Vol.45, No.4(2017)

以上